

選挙

箱根町長選挙

投票日 **10月25日(日)** 投票時間 **午前7時から午後8時まで**

お読みいただき、お間違いのないようにお願いします。
みなさんの良識、みなさんの意思でルールを守り明るく正しい選挙を行いましょよう。

町内投票所 ※前回選挙時と変更があります。必ずご確認ください。

投票区	投票所名	投票区	投票所名
第1	役場本庁舎1階	第8	老人福祉センターやまなみ荘
第2	湯本小学校	第9	二ノ平自治会館
第3	須雲川集会所	第10	仙石原文化センター
第4	温泉公民館	第11	箱根集会所
第5	大平台集会所	第12	元箱根集会所
第6	社会教育センター	第13	芦之湯集会所
第7	宮城野公民館		



- ※ 星槎レイクアリーナ箱根の改修工事に伴い、今まで星槎レイクアリーナ箱根で投票していた方(旧第11投票区の方)は投票所が「仙石原文化センター(第10投票区)」になります。
これにより、以降の投票区番号が繰り上がります。
- ※ **第3投票区の方は「須雲川集会所」が投票所となります。**
- ※ その他の方は投票所に変更はありません。
- ※ 投票所設営の関係で、10月24日(土)、25日(日)は仙石原公民館の施設利用はできません。あらかじめご了承ください。



<投票時のお願い>

新型コロナウイルス感染症対策として、ご自身で検温したうえでマスクを着用し、投票所へお越しください。体調の優れない場合は、係員に申し出てください。
投票所の混雑状況等により、投票に時間がかかる場合がありますので、ご承知おきください。

投票できる方

選挙人名簿に登録されている方です。なお、この選挙人名簿に登録される方は、平成14年10月26日以前に生まれた方および令和2年7月19日までに転入届を提出した方で、引き続き3ヶ月以上居住している方となります。

※投票日までに町外へ転出した方は、投票日当日に投票することはできませんが、期日前投票ができる場合がありますので、選挙管理委員会にご確認ください。

投票の方法

投票しようとする**候補者の氏名**を書いてください。

投票所入場整理券

投票所入場整理券は、あらかじめ投票日や投票所などをお知らせして、投票所での受付がスムーズに行われるようにするためにお送りしているものです。

世帯ごとに6人まで連記したハガキ(圧着したもの)が**10月20日(火)以降**に届きますので、投票する際は各自切り離して投票所に持参してください。

なお、投票所入場整理券がない場合でも、選挙人名簿に登録されている方は投票できますので、投票所の受付へ申し出てください。

期日前投票

投票日当日に投票できない方は、期日前投票ができます。期日前投票ができる期間は、選挙告示日の翌日から投票日前日までです。

○日時 **10月21日(水)～24日(土) 8時30分～20時**

○場所 **役場分庁舎4階会議室**

※ 投票所入場整理券が届いている場合は持参してください。

※ 期日前投票を行うときに提出する「請求書（兼宣誓書）」については、従来どおり期日前投票所に用意していますが、入場整理券裏面にも印刷していますので、事前に記入していただくと手続きがスムーズに行えます。また、出張所および町ホームページにも用意しています。

＜移動期日前投票所＞

【開設場所及び日時】

山崎集会所駐車場	10月21日（水）10：00～12：00 10月24日（土）15：00～17：00
さくら館駐車場	10月21日（水）15：00～17：00 10月24日（土）10：00～12：00
星槎レイクアリーナ箱根駐車場	10月22日（木）9：00～12：00
仙石原文化センター駐車場	10月22日（木）14：00～17：00

※前回選挙時と開設場所・時間が異なりますので、注意してください。



不在者投票

箱根町内に長期不在のため期日前投票ができない方は、不在者投票ができます。この場合は、郵便によるやりとりなど、手続きに日数がかかりますので早めに問い合わせてください。（期間は、期日前投票と同じです。）

また、都道府県選挙管理委員会から不在者投票を行うことができる施設として指定を受けている病院・老人ホームなどに入院・入所中の方は、入院・入所先で不在者投票ができますので、施設の長へ申し出てください。

選挙公報

選挙公報は、**10月21日（水）以降**に自治会をとおして配布します。

また、役場本庁舎・出張所・さくら館・やまなみ荘・環境センター・社会教育センターにも用意しますが、郵送を希望される方は、選挙管理委員会に連絡してください。

この選挙で投票のできる方は

◆ 住所を変えていない方

平成14年10月26日以前に生まれた方

投票できます



箱根八里のめいすいくん

◆ 住所を変えた方

箱根町に転入した方

令和2年7月19日までに転入の届出をした方

引き続き箱根町に住民登録があれば投票できます

令和2年7月20日以降に転入の届出をした方

投票できません

町内で転居をした方

令和2年10月7日までに転居の届出をした方

転居先の投票所で投票できます

令和2年10月8日以降に転居の届出をした方

転居前の投票所で投票できます

箱根町から転出した方

投票できません

開票

開票は、10月25日 午後9時30分から、

「社会教育センター」で行います。

投・開票速報は、町ホームページでご覧になれます。

ホームページURL <http://www.town.hakone.kanagawa.jp>

令和2年10月 箱根町選挙管理委員会
電話 (85)7111 内線 337

